



## 佐渡汽船の船について

心地よい潮風を感じながら  
佐渡汽船で楽しい船旅を！



直江津港からもお車と一緒に乗船できます！



### 中型旅客カーフェリー こがね丸

所要時間／2時間40分

船名の黄金(こがね)は、世界遺産登録を目指す「佐渡島の金山」と、佐渡中心部に実る「佐渡米の稻穂」等をイメージしました。

※直江津航路の運航期間は3/29～11/17となります。



**直江津駅から佐渡汽船のりばまで**

バス・タクシー利用で約10～20分(1.8km)  
●路線バス：180円 ●タクシー：小型 約1,000円

**北陸自動車道・上越ICから佐渡汽船のりばまで**

お車で約10分(4.5km)  
●路線バス：180円 ●タクシー：小型 約1,000円

**上越妙高駅「東口」から**

バス・タクシー利用で、約20～30分(13.9km)  
●連絡バス：660円 ●タクシー：普通車 約4,300円～4,700円

**上越妙高駅から直江津駅まで**

●大人：340円 ●小人：170円  
※えちごトキめき鉄道妙高はねうまライン

**駐車料金**

●小型車：1時間50円  
※但し、バイクと車長6メートル以上の車両はご利用いただけません。

### 船の就欠航についてのご案内

佐渡汽船のジェットフォイル・カーフェリーの就欠航の決定については、原則として出航時刻の1時間前となりますので、ご注意ください。  
就欠航のお問い合わせにつきましては、乗船港に直接お問い合わせください。  
各港のお問い合わせ先：新潟港025-245-5111／直江津港025-543-3791／両津港0259-27-5111／小木港0259-86-3110

**[往路が欠航の場合]** ●乗船予定便がジェットフォイルの場合：乗船予定のジェットフォイルが欠航となった場合は、カーフェリーに乗り換えてご旅行を継続いただけます。この場合のご利用差額は、新潟港窓口にて返金致します。  
また、復路がカーフェリー乗船予定の場合、利用便互替による振替が可能ですが、この場合、差額返金はございません。尚、復路との入替が不可能な場合は、乗船手続き窓口にてご案内致します。  
●乗船予定便が直江津港発の場合：乗船予定の直江津港発カーフェリーが欠航となった場合は、新潟港発カーフェリー2等もしくは1等またはジェットフォイル利用での発地港変更(航路変更)にて、ご旅行を継続いただけます。航路変更に伴う利用差額は新潟港窓口にて精算させていただきます。航路を変更した場合、新潟港までの交通費はお客様負担となります。  
●全便欠航の場合：ツアーキャンセルとなり、ご旅行代金は全額返金となります。(乗船港までの交通費については、お客様のご負担となります。)

**[復路が欠航の場合]** ●乗船予定便がジェットフォイルの場合：乗船予定のジェットフォイルが欠航となった場合は、カーフェリーに乗り換えてご旅行を継続いただけます。この場合のご利用差額は、両津港窓口にて返金致します。

●乗船予定便が小木港発の場合：乗船予定の小木港発カーフェリーが欠航となった場合は、両津港発カーフェリー2等もしくは1等またはジェットフォイル利用での発地港変更(航路変更)にて、ご旅行を継続いただけます。航路変更をした場合、佐渡島内両津港までの交通費及び直江津港までの交通費はお客様負担となります。

●全便欠航の場合：延泊の必要がある場合、宿泊費・食事代・交通費等は、お客様負担となります。復路乗船券を佐渡汽船窓口にご提示の上、乗船変更手続を行ってください。

**[共通のご案内]** ●お申し込み店より、お客様へ直接、就欠航についてご連絡を差し上げる場合がございます。  
(この場合において旅行中止をお客様自身にて判断された場合は、取消料の対象とはなりません。)  
●お客様ご自身の判断により、就欠航未定時の旅行中止については、取消料の対象となります。  
●その他の事項につきましては、佐渡汽船株式会社の運送約款によります。

■2023年4～11月(8ヶ月間)の就航率

航路	カーフェリー	100.0%
新潟航路	ジェットフォイル	98.3%
直江津航路	カーフェリー	91.7%

佐渡汽船の船舶についての詳しい内容は  
ホームページにてご確認ください。

クリック!  
佐渡汽船 検索 <https://www.sadokisen.co.jp/>



# 必ずお読みください

-佐渡浪漫紀行の旅行代金には、行程に明示された交通費・宿泊費・旅行業務取扱料金・消費税等諸税が含まれています-

■**最少催行人員**:大人1名様以上(受付最少人員:大人1名様以上) ■**行程中の行動**:ご旅行中の行程はグループ内同一となります。(同一区間・同一設備の利用となります。) ■**添乗員**:添乗員・現地係員は同行致しません。ご旅行に必要な旅程表(クーポン券)類をお渡し致しますので、ご旅行中の手手続きはお客様ご自身にて行ってください。 ■**小児・幼児代金**:小児代金は小学生が対象となります。幼児代金は未就学児が対象となり、宿泊施設にて利用する項目により異なります。尚、幼児が船舶の指定席を利用する場合、別途小児運賃が必要となります。また、幼児で宿泊施設でのお食事が必要な場合など、小児旅行代金をご利用いただくこともできます。 ■**料理内容**:料理内容は時期により異なる場合がございます。小児代金のお客様の料理内容は、大人のお客様に準じた品数少ない程度の料理となります。尚、希望により「こども用料理」をご用意することが可能です。(ご用意が出来ない場合もございますので、詳しくはお問い合わせください。) ■**食事場所**:お食事場所は、パンフレット表記の場所と異なる場合があります。また、当日の宿泊人員により、バイキングは定食に変更となる場合があります。 ■**お部屋**:客室の写真は一例であり、インテリア・色調など異なる場合があります。また、部屋の「風呂付」とは、洗い場のないユニットバスタイプ、シャワールームも含まれます。 ■**延泊**:追加代金にて3泊までの延泊(全4泊)を承ります。 ■**取消および変更**:**取消・変更が生じた場合は、お申し込み店の営業時間内にお申し出ください。**取消変更の場合、当社が定める旅行業約款に基づき、取消料を收取致します。 ※お客様のご都合による出発日およびコースの変更、宿泊施設等行程中の一部変更についても、全体に対するお取消しとみなし、取消料の対象となります。 ※未成年者の方(18歳未満)のお友達同士の参加及び親権者以外の方とご同行される場合はご親権者様の同意をいただいているお申し込みとなりますので、同意書の提出をお願い致します。

## ご旅行条件(要約)

## お申し込みの際には、別途お渡しする旅行条件書をお受け取りください (このパンフレットは、旅行業法第12条の4に定める取引条件説明書面及び同法12条の5に定める契約書面の一部となります)

この旅行は、佐渡汽船株式会社(以下「当社」といいます。)が企画・実施するものです。この旅行条件は、当パンフレットに記載されている条件のほか当社旅行業約款(募集型企画旅行契約の部)及び別途お渡しする旅行条件書、最終日程表によります。

### 1.旅行のお申込み及び契約の成立時期

(1)当社所定の旅行申込書に所定の事項を記入のうえ、お一人につき下記の申込金又は旅行代金全額を添えてお申込みいただけます。申込金は、旅行代金・取消料又は運賃金のそれぞれの一部として取り扱います。

旅行代金	申込金
30,000円未満	6,000円
30,000円以上60,000円未満	12,000円
60,000円以上90,000円未満	18,000円
90,000円以上	旅行代金の20%

(2)当社は電話・郵便・ファクシミリその他の通信手段によるお申込みを受け付けることがあります。この場合、予約の時点では契約は成立しておらず、当社が予約の承諾の旨を通知した日の翌日から起算して3日以内に申込書の提出と申込金の支払いをしていただきます。この期間内に申込書の提出と申込金の支払いがなされない場合、当社はお申込みがなかったものとして取り扱う場合もあります。

### 2.旅行代金のお支払い

旅行代金は旅行開始の前日から起算してさかのぼって14日前までにお支払いいただきます。旅行開始日の前日から起算してさかのぼって13日目(あたる日以降)お申込みの場合は、旅行開始前の日までが指定する期日までにお支払いいただきます。

### 3.旅行代金に含まれるもの・含まれないもの

旅行日程に示した交通費・宿泊費・食事代・旅行業務取扱料金及び消費税等諸税を含んでいます。これらの諸費用は、お客様のご都合により利用されなくとも払い戻しはいたしません。

### 4.旅行契約内容の変更

当社は天災地変・戦乱・暴動・連送・宿泊機関等のサービス提供の中止や官公署の命令等、当社の関与しない事由が生じた場合、旅行日程・旅行サービスの内容を変更することがあります。但し、緊急の場合において止め得ないときは変更後に説明します。

### 5.取消料

旅行契約の成立後、お客様のご都合で旅行をお取消しになる場合には次に定める取消料をお支払いいただきます。また、宿泊を伴う旅行の場合、ご参加のお客様からは1室ごとの利用人数の変更に対する差額代金をいただきます。

取消・変更日	取消・変更料
a.21日前まで	無料
b.20日前~8日前まで	旅行代金の 20%
c.7日前~2日前まで	旅行代金の 30%
d.旅行開始日の前日	旅行代金の 40%
e.旅行開始日当日(f)を除く	旅行代金の 50%
f.旅行開始後及び無連絡不参加	旅行代金の100%

### 6.お客様による旅行契約の解除

(1)お客様は上記で述べた取消料をお支払いただくことにより、いつでも旅行契約を解除することができます。

(2)お客様は下記に該当する場合、取消料をお支払うことなく旅行契約を解除できます。  
a.旅行契約内容に重要な変更がされたとき。  
b.天災地変・戦乱・暴動・連送・宿泊機関等のサービス提供の中止や官公署の命令等、旅行の安全かつ円滑な実施が不可能又は不可能となるおそれが極めて大きいとき。

c.当社の責に帰すべき事由により、旅行実施が不可能となったとき。  
**7.当社による旅行契約の解除**  
(1)お客様が当社指定の日曜までに旅行代金を支払われないときは、当社は旅行契約を解除する場合があります。このときは、取消料と同額の違約料をお支払いただきます。  
(2)次の項目に該当する場合は、当社は旅行契約を解除する場合があります。  
a.お客様が当社のあらかじめ明示した性別・年齢・資格・技能その他の旅行参加条件を満たしていないことが明らかになったとき。  
b.お客様が病気・必要な介助者の不在その他の事由により、当該旅行に耐えられないと認められたとき。  
c.お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、又は団体行動の円滑な実施を妨げるおそれがあると認められたとき。  
d.お客様の個人情報にフレックレに記載した最少催行人数に満たないとき。この場合は旅行開始日の前日から起算してさかのぼって13日目にあたる日より前に旅行中止のご通知をいたします。

出発日の前日から起算して  
5日前の16時30分まで承ります。  
**インターネット申込**

(ホームページリニューアルのためURLが変わります。)



詳細は下記アドレスよりご確認ください。

<https://www.sadokisen.co.jp/trip-top/plans/roman2024/>

(3/6リニューアル後URL)※切替日は予定のため変更となる場合があります。

**まずは検索してください!** 佐渡浪漫紀行 検索

クレジットカード、コンビニ、銀行でのお支払い  
が可能です。(1回払いのみ)

ご予約いただいたご本人名義のクレジットカードでご決済

\*与信などの理由で決済ができない場合、  
通信契約を解除し、取消料と同額の違約  
料をお支払いいただきます。



お近くのコンビニでご決済(一部店舗を除く)

\*予約申込後、指定期日内にお支払いをお願い致します。



お問い合わせ 0570-200310 (営業時間) 10:00~13:00, 14:00~17:00 (日曜・祝日を除く)

旅行商品のお問い合わせは、③を選択してください。案内の途中でも操作可能です。

\*電話番号はお間違いないようおねがいします。

佐渡汽船(株)予約センター 新潟県新潟市中央区万代島9-1 総合旅行業務取扱管理者 山際 宏志

e.天災地変・戦乱・暴動・連送・宿泊機関等のサービス提供の中止や官公署の命令等、旅行の安全かつ円滑な実施が不可能又は不可能となるおそれが極めて大きいとき。

(3)当社は前項により旅行契約を解除したときは、既に受取している旅行代金を払い戻しいたします。

### 8.添乗員

(1)本プランには添乗員等は同行いたしません。お客様が旅行サービスの提供を受けるために必要なクーポン券類をお渡ししますので、旅行サービスの提供を受けるための手続きはお客様ご自身で行っていただきます。

### 9.当社の責任及び免責事項

(1)当社は、旅行契約の履行にあたって、当社の故意又は過失によりお客様に損害を与えたときは、その損害を賠償する責任にあります。ただし、損害発生の翌日から起算して2年以内に当社に対して通知があつた場合に限ります。

(2)手荷物について生じた損害については、損害発生の翌日から起算して14日以内に当社に対して通知があつたときに限り、旅行者1名につき15万円を限度で、当社に故意又は重大な過失がある場合は除きますとして賠償します。

(3)お客様が次に例示するような事由により、損害を被られた場合は、当社は上記の責任を負いません。

a.天災地変・戦乱・暴動又はこれらのために生じる旅行日程の変更もしくは旅行の中止

b.運送・宿泊機関等の事故もしくは火災又はこれらのために生じる旅行日程の変更もしくは旅行の中止

c.官公署の命令、伝染病による隔離又はこれらによって生じる旅行日程の変更もしくは旅行の中止

d.自由行動中の事故

e.食中毒

f.盗難

g.運送機関の遅延・不通など又はこれらによって生じる旅行日程の変更・目的地滞在期間の短縮

### 10.お客様の責任

(1)お客様の故意、過失、法令、公序良俗に反する行為、もしくはお客様が当社約款の規定を守らないことにより当社が損害を受けた場合、お客様は損害の賠償をしていただきます。

(2)お客様は、当社から提供された情報を活用しお客様の権利義務その他の旅行契約の内容について、理解するように努めなければなりません。

(3)お客様は、旅行開始後に契約書面に記載されている内容と異なる旅行サービスが提供されたと認識したときは、旅行地において速やかに当社又は旅行サービス提供者に申し出なければなりません。

### 11.特別補償

(1)当社は当社の責任が生じるか否かを問わず、当社旅行業約款(募集型企画旅行契約の部)の別紙特別補償規定により、お客様が旅行参加中に急激かつ偶然な外來の事由により、その生命、身体又は手荷物の上に被られた一定の損害について、あらかじめ定める額の補償金及び見舞金を支払います。

(2)当社が特別補償に基づく補償金支払い義務と損害賠償義務を重ねて貟う場合であっても、一方の義務が履行されたときはその額の金額の限度において補償金支払義務・損害賠償義務とも履行されたものといたします。

### 12.その他

(1)お客様の怪我・疾病等の発生に伴う諸費用、お客様の不注意による荷物紛失・忘れ物收回に伴う諸費用、別行動手配に要した諸費用が生じたときは、それらの費用はお客様にご負担いただきます。

(2)事故や悪天候その他の理由で旅行の運送機関の利用あるいは宿泊を必要とする事態が生じても当社はその請求には応じられません。また、目的地滞在時間の短縮による補償にも応じられません。

(3)当社はいかなる場合も旅行の再実施はいたしません。また、目的地滞在時間の短縮による補償にも応じられません。

(4)旅館・ホテル等において、お客様が酒類・料理その他のサービス等を追加された場合は、原則として消費税等の諸税が課せられますのでご了承ください。

### 13.旅行条件 旅行代金の基準

(1)旅行条件は、2024年1月1日を基準としています。

(2)旅行代金は、2024年1月1日現在の運賃・規則を基準として算出しています。

### ●個人情報の取り扱いについて

(1)佐渡汽船株式会社(以下「当社」)およびご旅行をお申込みいただいた個人情報について、お客様との連絡や運送・宿泊機関等の手配のために必要な範囲内で利用させていただきます。そのほかより良い旅行商品の開発や、旅行商品のご案内をお客様にお届けするために、お客様の個人情報を利用させていただきます。

(2)当社及び当社グループ企業、販売店は、各自業者が取り扱う商品やサービス・キャンペーンなどのご案内のために、当社が保有するお客様の個人情報のうち、お客様のご連絡に際して必要な最小限の範囲のものについて、共同で利用させていただきます。

(3)当社及び販売店は、お申込みいただいた旅行の手配のために、お客様の氏名・住所・電話番号などの情報を必要な範囲内で、運送・宿泊機関等及び手配代行者に提供いたします。

## 佐渡汽船株式会社

新潟県知事登録旅行業 第2-167号

〒950-0078 新潟県新潟市中央区万代島9-1

(一社)全国旅行業協会正会員

佐渡の情報発信ブログ



当商品は、佐渡汽船が佐渡市ふるさと納税の

返礼品として出品する「佐渡旅行クーポン券」

によるお支払いが可能です。

佐渡旅行クーポン券の詳細はこちら→ 佐渡市ふるさと納税サイト operated by 佐渡汽船

佐渡旅行のご相談・お申し込みは下記営業所をご利用ください。

旅行業務取扱管理者とは、お客様の旅行を取り扱う営業所での取引に関する管理者です。  
この旅行契約に関し、ご不明な点があれば、遠慮なく取扱管理者にご質問ください。  
※許可なく一切の転載を禁じます。